インフルエンザ出席停止期間について

石田中学校　保健室

平成24年4月からの法改正で、出席停止期間が以下のようになりました。

＊抗インフルエンザ薬の効果で解熱が早くなり社会復帰が早くなった反面、体内にはまだインフルエンザウイルスがしばらくの間存在するため、周囲の人への感染が増加してきたと判断されたため。

【新しい出席停止期間の基準】

1．発熱した日を「0日目」と数え、「5日目」までは出席停止。
出席停止期間中に「解熱後二日間」を経過しても、「5日目」までは出席停止。（表1参照）

2．解熱が「4日目」以降の場合は出席停止期間を延長し、「解熱後二日間を経過するまで」出席停止。（表2参照）
（ただし、主治医の指示が異なる場合は、その指示に従う）

熱が下がった日を「ゼロ　0」とカウントする

［例］　（表1）

たとえば、発症後、2日目に解熱した場合

症状が出た日を「ゼロ」

	11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	7日
症状が出た日から	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	※
発熱の状態	発熱（発症）	発熱	解熱 0日目	解熱 1日目	解熱 2日目	解熱 3日目	登校再開
登校の可否	出席停止	→	→	→	→	→	

［例］　（表2）

たとえば、発症後、4日目に解熱した場合

症状が出た日を「ゼロ」

	11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	8日
症状が出た日から	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	※
発熱の状態	発熱（発症）	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱 1日目	解熱 2日目	登校再開
登校の可否	出席停止	→	→	→	→	→	→	

＊インフルエンザにかからないように、「十分な睡眠」「栄養」「手洗い」「うがい」「エチケットマスク」等で予防しよう。

＊インフルエンザにかかったら「早く治す」「感染を広げない」ことを優先し、出席停止に従い感染力が弱くなるまできちんと休養しよう。



十分な睡眠と、栄養は「免疫力（めんえきりょく）」を高める